

# 電子マニフェストの運用事例 (処理業者 高俊興業株式会社)

## • 発表内容

- 1) 会社概要
- 2) 導入開始
- 3) 利用状況
- 4) メリット・デメリット
- 5) 今後の課題

1



## 1. 会社概要

### 商号: 高俊興業株式会社

■設立 : 1978年(昭和53年)4月

■所在地 (本社) 東京都中野区新井一丁目11番2号  
(市川エコ・プラント) 千葉県市川市本行徳1325-62  
(東京臨海エコ・プラント) 東京都大田区城南島三丁目2番15号

■代表取締役 高橋 俊美

■事業内容 産業廃棄物処分業  
産業廃棄物収集運搬業  
特別管理産業廃棄物収集運搬業  
一般廃棄物処分業  
一般廃棄物収集運搬業

■資本金 5000万円

■従業員数 389名(平成27年1月現在)

2



ちなみに

高俊興業の中間処理施設は、2施設で、  
1日あたり、4 t ダンプ1000台の処理能力！



×約1000台/日

東京臨海エコ・プラント



処理能力 2,784t

臨海エリアに  
2施設  
アクセス最適！



市川エコ・プラント



処理能力 779.6t

許可品目：廃プラスチック類、がれき類、ガラス・コンクリートくず及び陶磁器くず、  
ゴムくず、金属くず、木くず、紙くず、繊維くず、鉱さい（臨海のみ）

3

徹底した選別でリサイクル率90%以上。

## 1. 会社概要

- 平成26年度地球温暖化防止活動環境大臣表彰  
テーマ「二酸化炭素排出量削減に向けた節電対策」



- 平成25年度省エネ大賞（省エネ事例部門）  
中小企業庁長官賞を受賞

テーマ「電力使用ピーク時間帯における電力使用の抑制と省エネ」



- 各都県の優良性評価制度認定



4

# 当社が収集運搬できるエリア

- |      |     |
|------|-----|
| 東京都  | 岩手県 |
| 千葉県  | 秋田県 |
| 埼玉県  | 宮城県 |
| 神奈川県 | 山形県 |
| 群馬県  | 青森県 |
| 長野県  | 新潟県 |
| 山梨県  | 富山県 |
| 福島県  | 静岡県 |
| 栃木県  | 愛知県 |
| 茨城県  | 山口県 |



5



## ■ 収集車両一覧

2015年1月現在

車種	保有台数
・大型ダンプ、コンテナ(10t)	24台
・ユニック(7t)	12台
・ユニック(3t)	6台(緑ナンバー2台)
・パワーゲート(3t)	1台
・パワーゲート(2t)	1台
・ロングボディ(4t)	6台
・ロングボディ(2t)	4台
・ハウス用(3t)	2台
・コンテナ(4t)	41台(緑ナンバー1台)
・コンテナ(2t)	46台
・ダンプ(4t)	44台(緑ナンバー5台)
合計	187台(緑ナンバー8台)

全車に

・GPS付デジタコ(国交省認定機種)



・ドライブレコーダー



・Ipadを全ドライバーに携帯させ

アルコール検知器としても利用。



一般貨物自動車運送事業許可も取得しています。(緑ナンバー)

6

## 2-1. 導入開始の経緯

1998年12月 JW-NETに加入した。

2003年 4月 運用開始(C/S方式 電話回線を利用)

排出事業者の要請に応じて一次マニフェストの運用が始まる。  
(当初は1社のみ。不動産デベロッパー)

2004年 1月 運用開始(当時のケータイ方式)

ケータイ方式で総合建設業1社の運用が開始。

2004年12月 ASPに加入

排出事業者の要請に応じてASPに加入する。  
総合建設業3社が更に加わる。

7

## 2-2. 導入開始の経緯

・運用開始初期(2003年4月)

排出事業者の要請に応じる形で、運用を開始しました。

・扱い量の増加に伴い(2007年から)

電子マニフェストの利便性を実感することができました。

・弊社からの導入提案開始(2008年から)

紙・電子マニフェストが混在した状況下でマニフェストの処理を行う中で、電子化が進んだほうが弊社にとって有益と判断し、マニフェスト電子化の提案を、弊社側から排出事業者に行いました。

・二次マニフェストでの運用開始(2010年1月)

一次マニフェストの電子化が順調に進み、二次マニフェストの電子化を開始しました。

一次マニフェストを扱った経験の蓄積により、二次マニフェストは順調に開始することが出来ました。(二次搬出先に訪問)

8

## 2-3. 導入開始にあたり

### ・弊社からの提案はASPを用いた方式を中心に行っています。

(マニフェスト1件あたりの金額は増加するが、  
弊社の取引先事業場は建設会社の現場事務所が多いため、  
入力・管理する担当を育成・配置するよりは安く収まるケースが多いため。)

### ・電子マニフェストの扱い数が増え、運用スキルを高めてきました。

数多くの電子データを扱いスキルを高めつつ、社内管理システムを連携させる  
ことにより、安定した運用にたどり着くことができました。

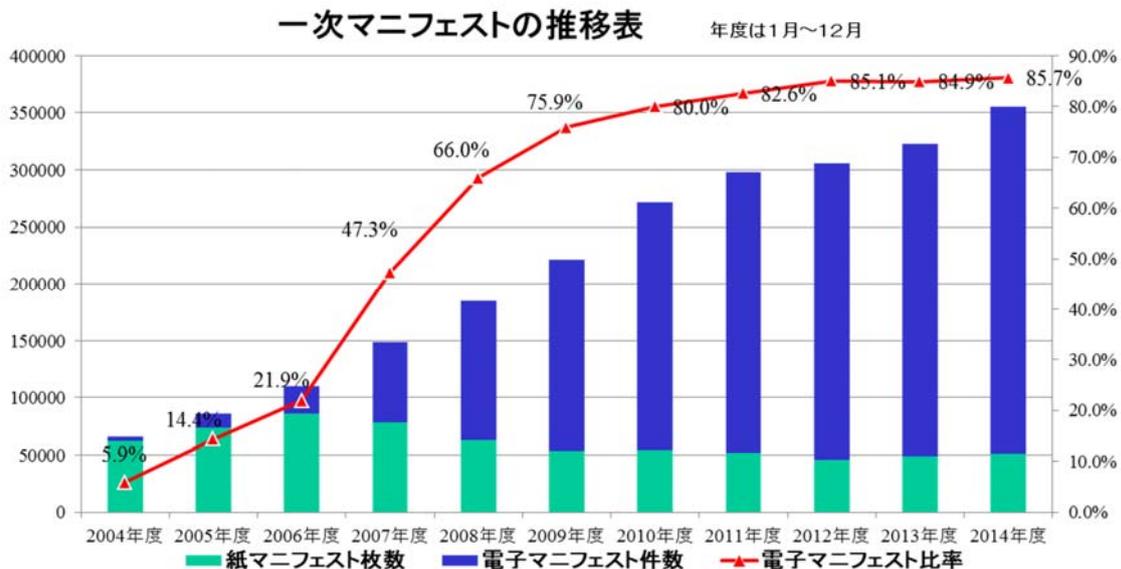
### ・電子マニフェストが新規取引を開始するきっかけに。

安定して扱っている実績を排出時業者に知っていただき、電子マニフェストを  
確実に扱うためとして、弊社に切替えていただき、新たに取引を開始して  
いただくケースもありました。

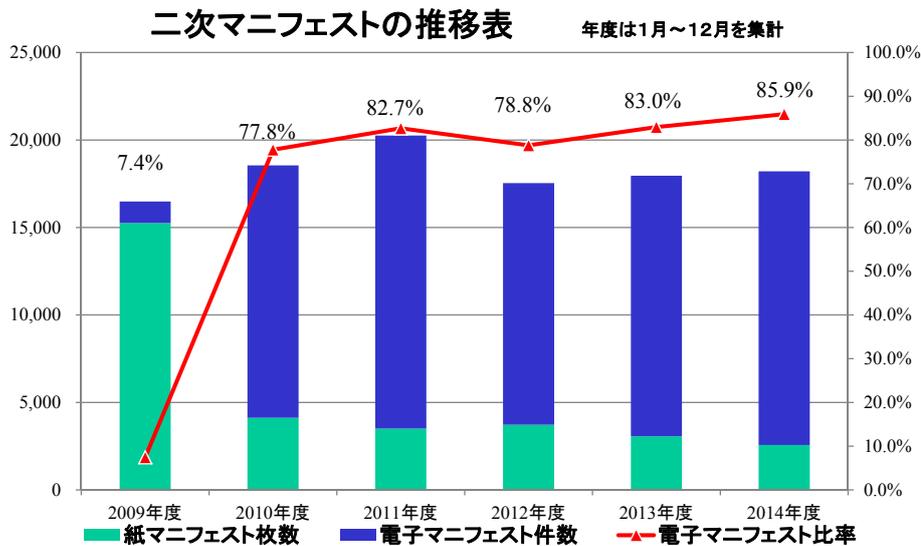
### ・最近ではCSVデータを弊社で作成しメールにて転送。

この方式にて、排出事業の入力作業が簡単になる。(入力の効率化につながる)

## 3-1. 利用状況(一次マニフェスト)



## 3-2. 利用状況(二次マニフェスト)



※二次マニフェストの電子化は弊社から処理委託先に働きかけることで電子マニフェストにすることができました。

11

## 4-1. メリット・デメリット

### ■メリットについて

- 1) 捺印、保管など、紙マニフェストより便利。(不要)  
→保管場所の削減。
- 2) いつでもパソコンから検索してマニフェストの状況が確認できる。  
→収納場所まで探しに行く手間がない。
- 3) 紛失・記載漏れがない。
- 4) 複数の人が同時に使用できる。  
→並行処理が出来るため、業務の効率化が図れる。
- 5) 報告書について省力化も見込める。  
産業廃棄物管理票交付等状況に関する報告が不要。
- 6) 電子データ化されているので、情報を転用することが出来る。  
→弊社の管理システムへの情報入力作業が軽減された。

12

## 4-2. メリット・デメリット

### ■デメリットについて

1) 排出事業者が情報を入力するまでに時間がかかる。

→マニフェストの知識がある処理業者側から入力の手助けが難しい。

2) 数量・品目の相違が生じると修正に時間がかかる。

→修正についての連絡をシステムを介して行うことが出来ず、電話やFAXを多用する。

3) JW-NETのシステムを排出事業者が理解していない場合は登録が滞る。

→弊社がサポートセンター的な対応をしつつ、入力をお願いすることも。

4) ASP業者のシステムが複数あるので、覚えるのがたいへん。

→現在、3種類のシステムを事業者の要請により使用している。

13

## 4-3. メリット・デメリット

### ■デメリットについて

5) 紙から脱却できない。

→電子マニフェストなのに、収集運搬時に紙の確認伝票が必要であり  
また、取引先には確認伝票をマニフェストの代わりに添付して送るので  
ペーパーレスにはならない。

14

## 5-1. 今後の課題(要望)

### ■通知機能の明確化

- ・webにアクセスしないとエラー情報が出ていることがわからない。  
→メール等でシステム外でもわかる仕組みがあると早期対応ができる。

### ■双方向性機能の付与

- ・修正対応や入力依頼等、システムを介した排出・運搬・処分の三者の連絡通信機能。  
→現状はシステムの修正をするために、電話・FAXが必須になる。

### ■委託契約書とのリンク(契約の電子化とともに)

- ・契約の有無や契約期間が過ぎた場合などのチェック機能。  
→契約との整合、電子契約により印紙税負担軽減

15

## 5-2. 今後の課題(要望)

### ■CSV入出力時の件数制限の撤廃

- ・弊社の資料やデータ作成する時、出力に時間がかかる。  
→出力500件/回、入力100件/回ではダウンロード&インポートの時間に手間がかかる。

16

ご清聴ありがとうございました。



2015年1月29日 高俊興業株式会社

東京都中野区新井1-11-2宮地ビルディング4階  
TEL 03-3389-8111